

<資料5>

年表 主な消費者問題と国、県の動き

年	主な消費者問題	国	岡山県
昭和41年 (1966年)	・樹脂製食器からホルマリン検出		○岡山県消費生活懇談会設置
昭和43年 (1968年)	・カネミ油症事件（PCB問題）	・消費者保護基本法制定 ・割賦販売法改正	
昭和44年 (1969年)	・欠陥自動車問題		
昭和45年 (1970年)	・カラーテレビ二重価格問題	・JAS法改正 ・国民生活センター設立	○岡山県消費生活センター設置（岡山市表町）
昭和46年 (1971年)	・果実飲料等の表示問題 ・訪問販売で問題多発		
昭和47年 (1972年)	・PCBの家電製品使用禁止 ・SF商法で苦情続出	・景品表示法改正 ・割賦販売法改正 ・食品衛生法改正	
昭和48年 (1973年)	・第1次オイルショック	・消費生活用製品安全法制定 ・計量法改正 ・生活関連物資等の買占め売惜しみに対する緊急措置に関する法律（買占め防止法）制定 ・有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律制定 ・化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律制定 ・買い占め防止法改正、国民生活安定緊急措置法制定	○岡山県消費生活問題研究協議会設置
昭和49年 (1974年)	・ヤミカルテル問題化		○津山地方振興局へ消費生活相談員1名を派遣
昭和51年 (1976年)	・欠陥住宅問題化 ・サラ金被害社会問題化	・訪問販売等に関する法律（訪問販売法）制定	○岡山県民の消費生活の安定と向上を促進する条例、同条例施行規則制定 ○岡山県消費者苦情処理委員会規則公布施行 ○岡山県消費生活センター移転（岡山市石関町）
昭和52年 (1977年)		・独占禁止法改正	
昭和53年 (1978年)		・「消費者の日」（5月30日）制定 ・無限連鎖講の防止に関する法律（ネズミ講防止法）制定	

年	主な消費者問題	国	岡山県
昭和54年 (1979年)	・第2次オイルショック		
昭和57年 (1982年)		・海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律（海先法）制定	
昭和58年 (1983年)	・食品添加物問題	・貸金業の規制等に関する法律（貸金業規制法）制定	
昭和59年 (1984年)		・P I O - N E T運用開始 ・割賦販売法改正	
昭和60年 (1985年)	・豊田商事事件		
昭和61年 (1986年)	・悪質抵当証券会社の詐欺的商法被害が多数発生	・特定商品等の預託等取引契約に関する法律（預託法）制定 ・有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律制定	○P I O - N E T端末機導入
昭和62年 (1987年)	・靈感商法が横行	・抵当証券業の規制等に関する法律制定	
昭和63年 (1988年)	・国債ネズミ講問題化 ・大都市圏の地価高騰	・「消費者月間」（5月）制定 ・ネズミ講防止法改正 ・訪問販売法改正	
平成元年 (1989年)	・消費税導入（3%）	・文部省、学習指導要領改訂（消費者教育の充実）	
平成2年 (1990年)	・マルチ、マルチまがい商法被害、悪質電話勧誘苦情増加		
平成4年 (1992年)		・ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律制定 ・計量法公布	
平成5年 (1993年)		・J A S法改正	
平成6年 (1994年)	・国産米品薄で価格が急騰	・不動産特定共同事業法制定 ・製造物責任法（P L法）制定	
平成7年 (1995年)	・阪神・淡路大震災で住宅関連の消費生活相談が急増、便乗悪質商法急増 ・悪質な電話勧誘の苦情が急増	・旅行業法改正 ・食品衛生法及び栄養改善法改正 ・保険業法全部改正	
平成8年 (1996年)	・O - 157大規模食中毒続出	・訪問販売法改正	
平成9年 (1997年)	・消費税3%から5%に変更 ・預託商法の被害急増		○岡山市が消費生活センターを設置

年	主な消費者問題	国	岡山県
平成10年 (1998年)	・環境ホルモン問題	・金融システム改革法制定 ・文部省、小学校、中学校の学習指導要領改訂（消費者教育の充実）	
平成11年 (1999年)	・コンピュータウイルス被害急増 ・和服モニターの高額商品購入問題多発	・文部省、高等学校の学習指導要領改訂（消費者教育の充実） ・訪問販売法及び割賦販売法改正 ・J A S法改正 ・貸金業規制法改正	
平成12年 (2000年)	・乳製品による食中毒事件 ・自動車のリコール隠しの発覚	・消費者契約法制定 ・金融商品の販売等に関する法律制定 ・訪問販売法改正、特定商取引に関する法律（特定商取引法）と改称 ・割賦販売法改正	
平成13年 (2001年)	・電子商取引及び迷惑メール被害急増 ・国内でB S Eが発生	・電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律（電子消費者契約法）制定	○倉敷市が消費生活センターを設置
平成14年 (2002年)	・食品偽装表示事件等が多発	・特定商取引法改正 ・J A S法改正	
平成15年 (2003年)	・架空請求被害増大 ・アメリカ産牛肉B S E問題	・個人情報保護に関する法律制定 ・食品安全基本法制定 ・景品表示法改正	
平成16年 (2004年)	・高病原性鳥インフルエンザの発生 ・架空請求・なりすまし詐欺のトラブル多発 ・全国的に消費生活相談件数のピーク	・特定商取引法改正 ・消費者保護基本法改正（消費者基本法に改称） ・公益通報者保護法制定	
平成17年 (2005年)	・悪質リフォーム詐欺が多発 ・耐震偽装問題 ・多重債務問題深刻化	・消費者基本計画策定 ・食育基本法制定 ・J A S法改正	○岡山県民の消費生活の安定と向上を促進する条例を岡山県消費生活条例に全部改訂 ○岡山県消費生活センター移転（岡山市南方）、開所日を「火曜日～日曜日」に変更
平成18年 (2006年)	・エレベーター事故が多発 ・ガス瞬間湯沸かし器による一酸化炭素中毒事故問題	・消費者契約法改正 ・証券取引法を金融商品取引法に改称 ・貸金業法、出資法、利息制限法改正	○岡山県消費生活基本計画策定 ○岡山県食の安全・安心の確保及び食育の推進に関する条例制定 ○津山市が消費生活センターを設置

年	主な消費者問題	国	岡山県
平成19年 (2007年)	・食品偽装表示事件が多発	・消費生活用製品安全法改正	
平成20年 (2008年)	・中国産冷凍ギョウザ問題が発生	・特定商取引法及び割賦販売法改正 ・景品表示法改正 ・消費生活用製品安全法改正 ・消費者契約法改正 ・国民生活センターに紛争解決委員会設置	○岡山県消費者苦情処理委員会規則を廃止し、岡山県消費生活懇談会に苦情処理部会を設置
平成21年 (2009年)	・劇場型勧誘被害多発	・地方消費者行政活性化基金創設 ・文科省、高等学校の学習指導要領改訂(消費者教育の充実) ・J A S法改正 ・米トレーサビリティ法制定 ・海先法廃止 ・国民生活センター裁判外紛争解決手続(ADR)開始 ・消費者安全法制定 ・消費者庁及び消費者委員会設置	
平成22年 (2010年)	・口蹄疫の発生 ・外国通貨購入の被害が増加 ・貴金属等の訪問買取り被害多発	・「消費者ホットライン」全国で運用開始 ・消費者基本計画(第2期)策定 ・消費生活用製品安全法施行令改正	○岡山県振り込め詐欺被害防止条例制定 ○笠岡市が消費生活センター設置
平成23年 (2011年)	・東日本大震災、原発事故発生 ・震災に便乗した商法続発 ・放射性物質に対する不安が拡大 ・生食用牛肉での集団食中毒発生 ・石鹼アレルギートラブル発覚	・越境消費者センター開設	○新岡山県消費生活基本計画策定 ○浅口市が消費生活センター設置 ○真庭市が消費生活センター設置
平成24年 (2012年)	・サクラサイト商法 ・劇場型投資被害 ・被害を取り戻すという「二次被害」 ・健康食品の送りつけ商法多発	・特定商取引法改正 ・消費者教育の推進に関する法律制定 ・消費者基本法改正 ・消費者安全法改正 ・金融商品取引法改正	○消費生活サポーター講座開始

年	主な消費者問題	国	岡山県
平成25年 (2013年)	<ul style="list-style-type: none"> ・美白化粧品による白斑トラブル ・メニュー表示等の不正事案多発 ・冷凍食品の農薬混入事案発覚 	<ul style="list-style-type: none"> ・食品表示法制定 ・食品衛生法、JAS法、健康増進法、消費者契約法改正 ・消費税転嫁対策特別措置法制定 ・消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続きの特例に関する法律制定 ・消費者教育の推進に関する基本方針決定 	
平成26年 (2014年)	<ul style="list-style-type: none"> ・消費期限切れ食肉販売問題発覚 ・消費税5%から8%に変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定商取引法改正 ・景品表示法改正 ・消費者安全法改正 	<ul style="list-style-type: none"> ○晴れの国おかやま生き活きプラン策定 ○岡山県消費者教育推進計画策定 ○消費者教育コーディネーターを県消費生活センターへ配置 ○岡山県振り込め詐欺被害防止条例を一部改正し、岡山県特殊詐欺被害防止条例に名称変更
平成27年 (2015年)	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバー制度開始 ・電力自由化に関するトラブルへの注意喚起 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者基本計画（第3期）策定 ・食品表示法施行 ・消費者ホットライン3桁化「188」の導入 ・「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が国連で採択 	<ul style="list-style-type: none"> ○井原市が消費生活センター設置 ○「いけん、送るな渡すな詐欺」（特殊詐欺）被害多発警報発令 ○県内に適格消費者団体が認定
平成28年 (2016年)	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車メーカーの燃費データ不正発覚 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定商取引法改正 ・消費者契約法改正 ・改正消費者安全法施行（消費者安全確保地域協議会） ・持続可能な開発目標（SDGs）実施指針策定 	<ul style="list-style-type: none"> ○総社市が消費生活センター設置 ○第3次岡山県消費生活基本計画策定 ○岡山市（五城学区）が消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）設置
平成29年 (2017年)	<ul style="list-style-type: none"> ・仮想通貨に関連する消費者トラブルが増加 ・はがきによる架空請求が再び急増 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者行政新未来創造オフィス開設 ・改正食品表示基準施行（原材料・産地表示が、全ての加工食品に拡大） 	<ul style="list-style-type: none"> ○新晴れの国おかやま生き活きプラン策定 ○赤磐市が消費生活センター設置 ○浅口市が消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）設置

年	主な消費者問題	国	岡山県
平成30年 (2018年)	<ul style="list-style-type: none"> ・仮想通貨交換業者で不正アクセスによる仮想通貨の流出事件発生 ・「オーナー商法」や「シェアハウス投資」でのトラブルが多発 	<ul style="list-style-type: none"> ・若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム決定 ・消費者教育の推進に関する基本的な方針変更 ・消費者契約法改正 ・民法改正（成年年齢引下げ：令和4（2022）年4月施行） 	<ul style="list-style-type: none"> ○瀬戸内市が消費生活センター設置 ○平成30年7月豪雨災害発生
平成31年 令和元年 (2019年)	<ul style="list-style-type: none"> ・改元に乗じた消費者トラブル発生 ・消費税8%から10%に変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・チケット不正転売禁止法施行 	<ul style="list-style-type: none"> ○第3次岡山県消費生活基本計画変更（岡山県消費者教育推進計画と統合）
令和2年 (2020年)	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症が流行（消費生活にも大きく影響） 	<ul style="list-style-type: none"> ・国民生活安定緊急措置法に基づくマスク等の転売規制 ・消費者基本計画（第4期）策定 	<ul style="list-style-type: none"> ○井原市・笠岡市が消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）設置
令和3年 (2021年)			<ul style="list-style-type: none"> ○第3次晴れの国おかやま生き生きプラン策定 ○第4次岡山県消費生活基本計画策定